

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。2以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。

IPEA /

第 章

特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日
-------------	----------

第 欄 国際出願の表示		出願人又は代理人の書類記号
国際出願番号	国際出願日(日・月・年)	優先日(最先のもの)(日・月・年)
発明の名称		
第 欄 出願人		
氏名(名称)及びあて名:(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)		電話番号:
		ファクシミリ番号:
		加入電話番号:
		出願人登録番号:
国籍(国名):	住所(国名):	
氏名(名称)及びあて名:(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)		
国籍(国名):	住所(国名):	
氏名(名称)及びあて名:(姓、名の順に記載;法人は公式の完全な名称を記載;あて名は郵便番号及び国名も記載)		
国籍(国名):	住所(国名):	
<input type="checkbox"/> その他の出願人が続葉に記載されている。		

第 欄の続き 出願人

この第 欄の続きを使用しないときは、この用紙を国際予備審査請求書に含めないこと。

氏名(名称)及びあて名：(姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)

国籍(国名)：

住所(国名)：

氏名(名称)及びあて名：(姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)

国籍(国名)：

住所(国名)：

氏名(名称)及びあて名：(姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)

国籍(国名)：

住所(国名)：

氏名(名称)及びあて名：(姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)

国籍(国名)：

住所(国名)：

その他の出願人が他の続葉に記載されている。

第 欄 代理人又は共通の代表者、通知のあて名

下記に記載された者は、 代理人 又は 共通の代表者 として

- 既に選任された者であって、国際予備審査についても出願人を代理する者である。
- 今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。
- 既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続きのために、今回新たに選任された者である。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

電話番号：

ファクシミリ番号：

加入電話番号：

代理人登録番号：

- 通知のためのあて名：
代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第 欄 国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述：*

- 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。
 - 出願時の国際出願を基礎とすること。
 - 明細書に関して
 - 出願時のものを基礎とすること。
 - 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
 - 請求の範囲に関して
 - 出願時のものを基礎とすること。
 - 特許協力条約第 1 9 条の規定に基づいてなされた補正（添付した説明書も含む）を基礎とすること。
 - 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
 - 図面に関して
 - 出願時のものを基礎とすること。
 - 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
- 出願人は、特許協力条約第 1 9 条の規定に基づく請求の範囲について行った補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。
- 出願人が国際予備審査の開始を規則 6 9 . 1 (d) に基づき適用される期間の満了まで延期することを希望する。
- 出願人が国際予備審査を規則 5 4 の 2 . 1 (a) に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

* 記入がない場合は、1)補正がないか又は国際予備審査機関が補正（原本又は写し）を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、2)国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正（原本又は写し）を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は続行される。

国際予備審査を行うための言語は.....であり、

- 国際出願の提出時の言語である。
- 国際調査のために提出した翻訳文の言語である。
- 国際出願の公開の言語である。
- 国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

第 欄 国の選択

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ P C T 第 章に拘束される全ての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

第 欄 照合欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第 欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

- | | |
|--|---|
| 1. 国際出願の翻訳文..... : | 枚 |
| 2. 特許協力条約第 3 4 条の規定に基づく補正書..... : | 枚 |
| 3. 特許協力条約第 1 9 条の規定に基づく補正書
(又は、要求された場合は翻訳文)の写し..... : | 枚 |
| 4. 特許協力条約第 1 9 条の規定に基づく説明書
(又は、要求された場合は翻訳文)の写し..... : | 枚 |
| 5. 書簡..... : | 枚 |
| 6. その他 (書類名を具体的に記載) : | 枚 |

**国際予備審査機関
記入欄**

受 領 未 受 領

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。

- | | |
|---|--|
| 1. <input type="checkbox"/> 手数料計算用紙 | 5. <input type="checkbox"/> 記名押印 (署名) の欠落についての説明書 |
| <input type="checkbox"/> 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 | 6. <input type="checkbox"/> コンピュータ読み取り可能な形式による配列表 |
| <input type="checkbox"/> 国際事務局の口座へ振込を証明する書面 | 7. <input type="checkbox"/> コンピュータ読み取り可能な形式による配列表に関連するテーブル |
| 2. <input type="checkbox"/> 個別の委任状の原本 | 8. <input type="checkbox"/> その他 (書類名を具体的に記載) : |
| 3. <input type="checkbox"/> 包括委任状の原本 | |
| 4. <input type="checkbox"/> 包括委任状の写し (あれば包括委任状番号) : | |

第 欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印

各人の氏名 (名称) を記載し、その次に押印する。

国際予備審査機関記入欄

- | | |
|---|---|
| 1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日 | |
| 2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付 | |
| 3. <input type="checkbox"/> 優先日から 1 9 月を経過後の国際予備審査請求書の受理。
ただし、以下の 4, 5 の項目にはあてはまらない。
<input type="checkbox"/> 出願人に通知した。 | 6. <input type="checkbox"/> 規則 54 の 2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。
ただし、以下の 7, 8 の項目にはあてはまらない。 |
| 4. <input type="checkbox"/> 規則 80.5により延長が認められている優先日から 1 9 月の期間内の国際予備審査請求書の受理 | 7. <input type="checkbox"/> 規則 80.5により延長が認められている規則 54 の 2.1(a)の期限内の国際予備審査請求書の受理。 |
| 5. <input type="checkbox"/> 優先日から 1 9 月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則 82により認められる。 | 8. <input type="checkbox"/> 規則 54 の 2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則 82により認められる。 |

国際事務局記入欄

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:

〔備考〕

- 1 願書のすべての用紙には、アラビア数字により1から始まる連続番号を用紙の上端又は下端の中央に記載する。
- 2 計量単位は、メートル法により記載する。
- 3 技術用語は、学術用語を用いる。
- 4 用語は、国際出願全体を通じ統一して使用されているものを用いる。
- 5 「出願人又は代理人の書類記号」の欄に記載するときは、ローマ字若しくはアラビア数字又はその双方からなる書類記号であつて、12字を超えないものを記載する。
- 6 発明の名称は、短くかつ的確なものとする。
- 7 あて名は、慣習上の要件を満たし、郵便物が速やかに配達されるもの（国名から住居番号まで）を記載する。
- 8 記載すべき出願人又は発明者のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、「その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。」の前の 内にレ印を付し、続葉を用いて記載する。
- 9 「代理人又は代表者、通知のあて名」の欄には、代理人又は代表者を選任する場合には、その者の氏名若しくは名称及びあて名を記載する。すべての出願人の代理人又は代表者を選任しない場合であつて、かつ、通知が送付されるあて名を記載するときは、「通知のためのあて名」の前の 内にレ印を付すとともに、通知が送付されるためのあて名を記載する。
- 10 「出願人登録番号」及び「代理人登録番号」の欄には、識別番号をなるべく記載する。
- 11 「優先権主張」の欄には、優先権の主張に係る先の出願の表示を次により記載する。
 - イ 先の出願が国内出願の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び先の出願がされた国名を記載する。
 - ロ 先の出願が広域出願の場合には、先の出願をした日付、先の出願の番号及び適用される広域特許の取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する国内当局又は政府間当局の名称を記載する。広域出願のうち、ARIPO特許を先の出願とする場合には、その出願を行つたパリ条約同盟国又は世界貿易機関加盟国の少なくとも1か国の国名を記載する。
- ハ 先の出願が国際出願の場合には、国際出願日、国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を記載する。
- 12 「照合欄」の欄中「本国際出願の言語」の項には、受理官庁が認める言語のうち国際出願に使用した言語を「日本語」のように記載する。
- 13 日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月についての数字及び年についての数字をこの順序に従つて、日及び月について2桁のアラビア数字で表示し、年について4桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す（例えば2003年6月28日は「28.06.2003」）。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。
- 14 「出願人、代理人又は代表者の記名押印」の欄には、出願人が代理人又は代表者を選任した場合には、その代理人又は代表者が記名押印をする。代理人又は代表者が選任されない場合には、少なくとも一人の出願人が記名押印をする。
- 15 記載すべき情報のすべてを該当する欄に記載しきれないときは、追記欄を用いて記載する。
- 16 コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次により作成する。
 - イ 願書の割り付け及び内容は、様式第7の形式と一致し、対応するページに同一の情報と実質的に同一の大きさの欄を設けなければならない。
 - ロ すべての欄は、一本線で描かななければならない。
 - ハ 欄の番号及び項目は、そこに記入する情報がないときも、表示しなければならない。
 - ニ 受理官庁及び国際事務局の使用する欄は、印刷した様式と同じ大きさにしなければならない。
 - ホ 項目とその他の情報は、はつきりと区別しなければならない。
- 17 願書には、法又はこの省令に規定する事項以外のいかなる事項も記載してはならない。
- 18 第50条の3第2項の規定により磁気ディスクを願書に添付するときは、次の要領で記載する。
 - イ 「9. コンピュータ読み取り可能な配列表」の 内にレ印を付すとともに、「(i) 規則13の3に基づき提出する国際調査のための写し（国際出願の一部を構成しない） : 」の 内にレ印を付し、媒体の種類及び数を記載し、「(iii) 国際調査のための写しの同一性、又は左欄に記載した配列表を含む写しの同一性についての陳述書を添付 : 」の 内にレ印を付し、陳述書の数を記載する。
 - ロ 「11. その他（書類名を具体的に記載） : 」の 内にレ印を付し、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」と記載し、その書面の数を記載する。
 - ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1の

備考 8 に従つて記載する。

(文例)

陳述書

特許庁長官 殿

本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

⑩

二 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名(名称)」、「代理人氏名(名称)」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先(電話番号及び担当者の氏名)」の項目を設けて記載することにより作成する。

19 その他は、様式第 1 の備考 1、2、4、7、9、10 から 15 まで、17、20 及び 21 と同様とする。